

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

平成30年度決算額

【歳入決算額】 地方消費税交付金 230,690 千円 (一般分 127,798 千円、社会保障財源分 102,892 千円)

【歳出決算額】 社会保障施策に要する経費 1,547,204 千円

(単位：千円)

科目名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	122,207	7,284	0	0	4,986	109,937
	障害者福祉費	314,559	192,628	0	0	16,914	105,017
	老人福祉費	239,696	27,876	0	5,918	27,540	178,362
	社会福祉施設費	9,538	0	0	0	0	9,538
	国民年金費	5,544	3,974	0	0	0	1,570
	国民健康保険事業費	118,935	54,437	0	0	5,043	59,455
	地域福祉基金費	14	0	0	14	0	0
	介護保険事業費	183,574	1,155	0	1,554	23,243	157,622
児童福祉費	児童福祉総務費	112,251	49,617	0	0	8,683	53,951
	児童措置費	323,123	217,442	0	33,450	10,701	61,530
	子ども・子育て支援給付費	9,891	5,720	0	0	620	3,551
保健衛生費	保健衛生総務費	60,503	0	0	84	0	60,419
	予防費	38,384	535	0	2,065	4,545	31,239
	母子衛生費	5,803	140	0	0	617	5,046
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,182	1,068	0	1	0	2,113
合計		1,547,204	561,876	0	43,086	102,892	839,350

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については地方税法第72条の116により「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされているため、引上げ分に係る地方消費税収を社会保障施策に要する経費へ充当する決算額の内訳です。